

【イタリア】新型コロナウイルス感染症検査を教職員に義務付けた事例

海外立法情報課 芦田 淳

1 概要

イタリア南部カンパーニア州において、新型コロナウイルス感染症に関する検査を教職員に義務付ける 2020 年 9 月 8 日命令第 70 号「新型コロナウイルス感染症による疫学上の緊急事態の予防及び管理のための追加措置。公の衛生及び保健に関する 1978 年 12 月 23 日法律第 833 号第 32 条第 3 項並びに 2020 年 3 月 25 日緊急法律命令第 19 号第 3 条に基づく命令。学校年度¹開始を考慮した感染予防措置」²（以下「70 号命令」）が州知事により制定された。同命令は、全 4 項目から成り、制定と同時に施行された。

2 制定の根拠

70 号命令は、その制定文において多くの法令を参照しているが、制定の根拠となる中心的な法令と考えられるのは、1978 年 12 月 23 日法律第 833 号³（以下「833 号法」）と、2020 年 3 月 25 日緊急法律命令⁴第 19 号⁵（以下「19 号命令」）の 2 件である。①833 号法第 32 条第 3 項は、公の衛生及び保健並びに獣疫規制に関して、州知事又はコムーネ（基礎的自治体）の長が、緊急命令⁶を発することができるかと規定している。②19 号命令第 3 条は、同命令で定める感染対策を実施するための首相令が制定されない場合、州が、自らの領域における保健面での危険の具体的な増大に対して、生産活動及び国の経済にとって戦略的に重要な活動に影響を与えないこと等の条件の下で、現行の対策より厳格な対策を導入できると規定している。

3 主な規定内容

①教職員の義務：カンパーニア州の全ての学校の教職員で同州に居住している者は、一般医（家庭医）又は所轄の地方保健公社（保健サービスを提供する独立機関）の予防局で抗体検査（test sierologico）及び／又は PCR 検査（以下「抗体検査等」）を受け、検査結果を学校長に示さなければならない。また、他の州に居住している教職員は、州保健サービスで抗体検査等を受けるため、学校長に申し出なければならない。ただし、2020 年 8 月 24 日以降に抗体検査等を受け、その結果が陰性であったことを学校長に証明した者は、この限りではない。②学校長の義務：学校長は、州保健サービスで検査を受ける者の氏名を所轄の地方保健公社に届け出るとともに、学校年度の開始より前に、全ての教職員が検査を受けたことを確認しなければならない⁷。学校長は、もし検査を受けていない者がいた場合には、2020 年 9 月 21 日までに所轄の地方保健公社に届け出なければならない。③罰則：以上の義務に違反した者は、原則として、400～1,000 ユーロ⁸の過料に処する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020 年 10 月 13 日である。

¹ イタリアの学校年度の開始は 9 月、その終了は翌年 6 月である。

² Ordinanza n.70 dell'8 settembre 2020. <<http://www.regione.campania.it/assets/documents/ordinanza-n-70-dell-8-09-2020.pdf>>

³ Legge 23 dicembre 1978, n.833. 以下、国の法令に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照。

⁴ 緊急法律命令は、緊急性及び必要性の要件を満たした非常の場合に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令で、公布後 60 日以内に、国会の定める法律により承認されなければ失効する。

⁵ Decreto-Legge 25 marzo 2020, n.19 (convertito con modificazioni dalla Legge 22 maggio 2020, n.35).

⁶ 緊急命令は、緊急の場合に定められる行政命令であるが、現行法の規定を適用除外することもできる。

⁷ カンパーニア州における 2020/2021 年度の開始日は、2020 年 9 月 24 日とされている。

⁸ 1 ユーロは、約 125 円（令和 2 年 10 月分報告省令レート）である。